

質問回答書

（業務名称）「電力系統計画・運用技術／多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化（2024年度）」研修実施業務
 （公告/公示日：2024年8月2日/公告番号：24a00518）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

2024/8/28

独立行政法人国際協力機構
 国際協力調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 2	第1 3.（4）業務履行期間（予定）	全体スケジュール（入札、契約、G1発出時期）を提示いただきたい。最短行程でいつから研修を実施できるのか？10月に研修を実施する場合、研修員の募集などは可能なか？	現時点でG1発出は10月を想定しており、研修実施は12月～2月を見込んでいます。
2	p5	第1 5.（5）競争参加資格の確認	「d）共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。・共同企業体結成届 ・共同企業体を結成する社（構成員）の資格確認書類（上記a）、b）」と記載があるが、c）資本関係又は人的関係に関する申告書は、構成員の提出は不要か？代表者のみでよいのか？競争参加資格を有する者のうち、業種等から明らかに入札の可能性がない者は申告書への記載を省略することは可能か？	構成員分も必要となります。また、業種等の入札の可能性があるか否かは競争参加者にてご判断いただき、申告書へ記載ください。 (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2024/_icsFiles/afieldfile/2024/07/25/oshirase_kokunai_0724.pdf)
3	P. 7	第1 9.技術提案書・入札書	評価の対象となる入札価格については、電子入札システムに入力することになるのか？積算様式の提出も必要か？	電子入札システムとなります。なお、積算様式は、落札者のみご提出となります。
4	P. 10	第1 16.（1）	「電子署名」とは具体的にどのような行為か？システム導入等、事前準備は必要か？	電子契約書の詳細については、以下の6. 7. 8をご確認ください。 (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/1515885_47198.html) なお、セキュリティ上など、難しい場合は紙の契約書でも対応可能です。落札者にご希望を確認いたします。
5	p14	第2 2.（6）対象国	「電力系統計画・運用技術」は、24か国から各1名ずつ受け入れ予定との記載があるが、一方で、2023年度と同研修では、27名の受入予定に対して、結果16名の研修員を受け入れた。今回の研修も2023年度と同様に、15名程度の受入れとなる見込みであるか？また、プロポーザルは、24名を受け入れる前提で作成することでよいか？24名を受け入れる場合、講義時にJICA関西センターの会議室を利用することは可能か？	要請は24か国からありますが、実際に応募書類の提出は24名から減る可能性もあります。但し、24名より増加することはありませんので、プロポーザルは24名でご作成下さい。講義はセンターで実施頂いた方が研修員の負担軽減、予算削減にもなりますので推奨いたします。
6	P. 15	第2 3.（1）研修実施業務の概要	『「監理業務」の一部を実施する』と記載されているが、研修管理員はつのか？研修員の引率や病気の時の初動対応などは、研修管理員が対応すべき事案かと考えるが、受託者側には具体的にどのような役割を求めらるか？	研修監理員は当機構にて配置します。 病気の緊急の場合研修監理員が対応致しますが、状況によっては同行されている方にもお手伝い頂く必要はあると思います。
7	P. 15	第2 3.（1）研修実施業務の概要	業務内容に国内移動手配の記載が無いが、JICAさまにて手配頂けるのか。（「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」には記載があったため）	課題別研修の国内移動手配は国内機関が手配致します。
8	P. 15, 16	第2 2.（6）対象国 第2 3.（2）研修実施時期	課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化」では計19か国を2グループ（グループ1・グループ2）に分けて受け入れ予定、かつ、JICA中部センター、JICA北陸センターでそれぞれ1回実施との記載があるが、グループ1・グループ2はいずれがJICA中部センター・JICA北陸センターの担当となるか？	グループ1が中部センター、グループ2が北陸センターです。
9	P. 16	第2 3.（3）②日本での研修実施	日本での研修実施（10日～14日以内）と記載があるが、「10日～14日以内」は来日期間の日数か？それとも休日などを除く研修を実施する日の日数か？インセッションレポート発表会も含まれるという認識でよいか？また、受注者が対応せず、JICAさまのみが対応する日の扱いはどのようなになるか？	来日・離日までで14日以内です。 インセッションレポートは必須ではありません。 休日はフリーとなりますが、研修中で受注者が対応せずJICAのみで対応する日というは想定しておりません。
10	P. 17	第2 6.経費確定・支払い方法	「月額単価」とあるが、単価は単位を含めて任意で設定可能か？（第4 別紙・積算様式の単位は円/人日）	「経費に係る留意点」に記載のとおり、月額単価を設定してください。1月分は20人日とします。積算様式及び入札説明書第5 契約書（第14条5.（1））を修正し差し替えます。また、積算様式に誤って管理費を記載する欄があったため、削除しました。
11	P. 2, 16, 17	第1 3.（4）業務履行期間（予定） 第2 3.（2）研修実施時期 第2 4.（2）研修実施報告書 第2 4.（3）業務完了報告書	研修実施時期は2024年10月下旬～2025年2月中旬と記載があり、さらに補正書きで、研修実施時期は応札者にとって都合の良い実施時期があれば、技術提案書で提案することと記載があるが、研修実施時期を～2025年2月下旬以降とした場合、業務履行期間や研修実施報告書、業務完了報告書の提出期限、その後の精算処理は適切な期間を確保し延長されるという認識でよいか？	年度内に精算を完了する必要がありますので、業務完了報告書の提出期限の変更は出来ません。
12	P. 17	第2 4.（2）研修実施報告書 第2 4.（3）業務完了報告書	研修実施報告書は、研修終了時期と履行期限に近い場合は受注者と合意の上、下記（3）と兼ねることも可能と記載があるが、兼ねた場合の提出期限はどのようなになるのか（研修実施報告書もしくは業務完了報告書の期限に合わせるのか）？	兼ねた場合も提出期限は2025年3月10日です。
13	P. 22	第4 1.（1）2）	・入札時に定額計上した直接経費は、契約時は上限額となるのか。 ・謝金に受注者独自の単価を使用することは可能か？	・ご理解の通り、入札時に定額計上した直接経費は上限額となります。 ・ガイドラインを準用しますが、定額計上の範囲にて独自の謝金単価を提案することも可能です。
入札説明書の訂正				
通番	該当頁	該当項目	訂正前	訂正後
1	P. 18	第2 業務仕様書（案）6. 経費確定・支払方法	日当・宿泊料、謝金はガイドラインを準用し、定められた単価および実績による。	日当・宿泊料はコンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン - JICAを、謝金はガイドライン等を準用し、両者合意で定められた単価および実績によることとします。
2	P. 22	第4 経費に係る留意点（案）1.（1）、2）直接経費	日当・宿泊料、謝金はガイドラインを準用し、定められた単価および実績による。	日当・宿泊料はコンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン - JICAを、謝金はガイドライン等を準用し、両者合意で定められた単価および実績によることとします。
3	P. 22	第4 経費に係る留意点（案）2. 請求金額の確定の方法	日当・宿泊料、謝金はガイドラインを準用し、定められた単価および実績による。	日当・宿泊料はコンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン - JICAを、謝金はガイドライン等を準用し、両者合意で定められた単価および実績によることとします。
4	P. 30	第5 契約書（案）第1 4条5（1）	契約金額内訳書に定められた額とする。	定められた単価及び実績による。
5	P. 30	第5 契約書（案）第1 4条5（2）	本経費については、ガイドライン（コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン - JICA）に定めた単価及び実績に基づいて経費精算報告等を行うこととし、証拠書類に基づき精算を行います。	ただし、日当・宿泊料はガイドライン（コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン - JICA）に定めた単価及び実績に基づいて経費精算報告等を行うこととし、証拠書類に基づき精算を行います。
6	P. 45	附属書Ⅱ 契約金額内訳書	3. 管理費 □ 円（1の40%）	削除します。単価に管理費が含まれるため（P22 仕様書 第4経費に係る留意点（1）、1）業務対価（報酬）直接人件費ご参照ください。）

上記訂正内容を反映し、入札説明書を差し替えます。